

## 基準日以外の期間に単位（定員以外の単価を除く）が変更となった場合の助成額の算出方法

別紙

算出方法：一月あたりの基準単価に、単位及び単位ごとの稼働月数を乗じて算出するものとする。

区分A：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所

区分B：認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

### 【計算例】

#### ●区分A

例②：介護老人福祉施設で4月から6月までは定員50人（Aとする）、7月から1月までは定員60人（Bとする）、2月から3月までは定員40人（Cとする）、令和6年11月における所得第1から第3段階までの平均利用人数が21人（Dとする）であった場合

→4～5月における所得第1から第3段階までの平均利用人数は $A \times D / B$ 、8月及び9月における所得第1から第3段階までの平均利用人数は $C \times D / B$ で算出する。

助成額：

・4～6月

1月あたりの助成額 =  $\{ (50人 \times 21人 / 60人) \times 1,333円 \} + [ \{ 50人 - (50人 \times 21人 / 60人) \} \times 666円 ] = 44,972円$

44,972円 × 3か月 = 134,916円

・7～1月

1月あたりの助成額 =  $(21人 \times 1,333円) + \{ (60人 - 21人) \times 666円 \} = 53,967円$

53,967円 × 7か月 = 377,769円

・2～3月

1月あたりの助成額 =  $\{ (40人 \times 21人 / 60人) \times 1,333円 \} + [ \{ 40人 - (40人 \times 21人 / 60人) \} \times 666円 ] = 35,978円$

35,978円 × 2か月 = 71,956円

・計

134,916円 + 377,769円 + 71,956円 = 584,641円 改め 584,600円

#### ●区分B

例①：通所介護事業所で4月から6月までは定員30人、7月から3月までは定員20人の場合

助成額： $(875円 \times 30人 \times 3か月) + (875円 \times 20人 \times 9か月) = 236,250円$  改め 236,200円